

# 沖縄県農林水産部委託業務監督要領

## (目的)

第1条 この要領は、沖縄県財務規則(昭和47年規則第12号)第112条及び第114条の規定に基づき、沖縄県農林水産部が委託契約した調査・測量及び設計等の業務の監督に関し必要な事項を定め、もって委託業務の適正かつ円滑な実施を推進することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要領に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「監督」とは、契約図書(契約書、共通仕様書、特記仕様書、別冊の図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に基づき委託内容を把握し、契約の適正な履行を確保するため、委託業務の過程において契約図書に定められた事項の範囲内で指示、承諾、協議等の職務を行うことをいう。
- (2) 「調査職員」とは、契約担当者から当該業務の監督の執行を命ぜられた者をいい、総括調査員、一般調査員を総称していう。
- (3) 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

2 前項に定めのない用語については、財務規則及び契約図書の定めるところによる。

## (監督の体制)

第3条 契約担当者は、委託業務の契約締結後、調査職員を指定して必要な監督をさせなければならない。

2 契約担当者は、委託業務の内容、規模、態様等を考慮し業務の委託契約ごとに原則として次の表に掲げる調査職員等を置くものとする。ただし、これによりがたい場合は監督業務を適正に執行することができる者と認められる者を当該業務の調査職員等に任命することができる。

	総括調査員	一般調査員
職名	班長	主幹
	主幹	主任技師
	主任技師	主任技師

3 調査職員が長期出張又は病気その他の理由により一時的に不在となる場合における当該調査職員の業務は、契約担当者が指定した者が代理する。

## (調査職員の業務)

第4条 総括調査員は、一般調査員を指揮し、監督業務を総括しなければならない。

- 2 一般調査員は、総括調査員の指揮の下に監督業務を適正に執行しなければならない。
- 3 前2項に規定する監督業務の技術的基準は別に定めるところによる。

#### **(調査職員の責務)**

第5条 調査職員は、当該業務に係る契約図書及び関係法令を熟知し、受注者の状況、現場状況等及び業務の進捗の確認、契約図書の内容と履行内容との照合その他契約の履行状況を充分把握し、次の各号に掲げる業務を契約担当者の指揮監督に従って行うものとする。

- (1) 契約の履行について、受注者に対する必要な指示、承諾、協議等の事務処理をすること
- (2) 業務作業中において契約図書に適合しないときは、修補を指示し完全な成果品とさせること

#### **(監督に関する書類の整備)**

第6条 調査職員は、次の各号に掲げる書類（受注者から提出された図書含む。）を作成、整理又は審査して監督の経緯を明らかにするものとする。

- (1) 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）記載した書類
- (2) 委託業務の実施状況を記載した図書
- (3) 成果品及び成果品内訳書
- (4) その他監督に関する図書

#### **(監督に関する留意事項)**

第7条 調査職員は、次の各号に掲げる事項に留意して監督を行わなければならない。

- (1) 契約図書に定められた範囲内において関係規定に基づき監督を行わなければならない。
- (2) 常に良識をもって厳正に監督業務を遂行するようにしなければならない。
- (3) 受注者と連絡を密にし委託業務の進捗状況の把握に努め受注者に対して業務委託の意図を正しく伝え、当該業務が完全に履行されるようにしなければならない。
- (4) 関係機関及び地元関係者等との協調を図り、当該業務が円滑に行われるように努めなければならない。

#### **(監督業務の執行)**

第8条 調査職員は、監督業務の執行に当たっての指示、承諾、協議等は原則として書面により行わなければならない。

#### **(委託業務の説明及び指示)**

第9条 調査職員は、受注者に対し委託業務の着手前に設計図書に基づき当該委託業務の意図及び内容を正確に説明し、委託業務が所期の目的に従って履行されるよう必要な指示を行わなければならない。また、委託業務の履行中における紛争の防止、労働及び公衆災害の防止等についても必要な指示を行わなければならない。

### **（委託業務の促進）**

第10条 調査職員は、常に委託業務の進捗状況に留意し遅延するおそれがあると認められるときは、受注者と協議するとともにその内容を契約担当者に報告しなければならない。

2 調査職員は、天災その他やむを得ない理由によって進捗が妨げられたときは速やかに契約担当者に報告しなければならない。

### **（委託業務の変更及び中止）**

第11条 調査職員は、委託業務の内容を変更する必要があると認められた場合は、速やかに理由を付して契約担当者に報告しその指示を受けて所定の手続きを行い、委託業務の内容の変更を受注者に指示しなければならない。

2 調査職員は、委託業務を一時中止する必要があると認められた場合は、速やかに理由を付して契約担当者に報告しその指示を受けなければならない。

### **（臨機の措置）**

第12条 調査職員は、災害の防止その他委託業務の履行上受注者に臨機の措置をとらせる必要があると認められたときは、応急の処置をさせその結果を契約担当者に報告しなければならない。

### **（事故等に関する措置）**

第13条 調査職員は、受注者から事故等の発生報告があった場合は、事故報告書を作成し契約担当者に報告するとともに所定の手続きを行わなければならない。

### **（法令の遵守）**

第14条 調査職員は、諸法令を遵守しこれに違反することのないよう受注者を指導しなければならない。また、関係官公庁及び関係機関への所定の手続きがなされているか確認しなければならない。

### **（その他）**

第15条 本要領は、一般的、共通的事項を示したものであるのでこれにより難しい場合は別に定める要領によることができる。

### **附 則**

1 この要領は、平成9年10月1日契約の業務より適用する。

2 平成23年10月1日一部改定

# 土木設計業務等調査技術基準（案）

## （目的）

第1条 この技術基準は、沖縄県農林水産部の所掌する土木工事に係る設計業務等の委託契約に関する調査に必要な技術的基準を定めることにより、調査の適切な実施を図ることを目的とする。

## （用語の定義）

第2条 「調査」とは、契約図書に基づき契約の適正な履行を確保する業務をいう。

2 「調査職員」とは、総括調査員、一般調査員を総称していう。

3 「調査の方法」とは、調査行為（指示、請求、通知、承諾、質問、回答、協議、提出、把握、受理、確認、打合せ等）を総称していう。

(1) 「指示」とは、調査職員が受注者に対し設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

(2) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

(3) 「通知」とは、発注者又は調査職員が受注者に対し、あるいは受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について書面をもって知らせることをいう。

(4) 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

(5) 「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。

(6) 「回答」とは、質問に対して、書面をもって答えることをいう。

(7) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

(8) 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務に係わる書面又はその他の資料を説明し差し出すことをいう。

(9) 「把握」とは、調査職員がその内容について契約図書との適合を自ら認識しておくことをいう。

(10) 「受理」とは、調査職員が提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

(11) 「確認」とは、調査職員が受注者に対し、業務遂行上必要な事項を把握し認めることをいう。

(12) 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

4 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

(調査の実施)

第3条 調査職員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ調査を実施するものとする。なお、関連図書及び条項の欄で「契」とは契約書を示し、「共仕」とは「設計業務共通仕様書」を示す。

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
1. 契約の履行の確保		
1-(1) 契約図書内容の把握	契約図書その他の履行上必要な項目について把握する。	
1-(2) 管理技術者の確認	受注者から通知された管理技術者について確認する。	契 第10条 共仕
1-(3) 照査技術者の確認	契約図書において照査を定める場合、受注者から通知された照査技術者について確認するとともに、必要に応じて照査を行う業務の節目について指示する。	契 第11条 共仕
1 (4) 担当技術者届の受理	業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、受注者から提出された担当技術者届を受理する。	共仕
1-(5) 提出書類の確認	受注者から提出された業務カルテ、及び関係書類について確認する。また、必要により契約担当者等へ報告する。	契 第15条 共仕
1-(6) 業務工程表の受理	契約図書に基づき作成された業務工程表を受理する。	契 第3条 契 第15条
2. 業務の履行状況の確認等		
2-(1) 業務の履行状況の把握	受注者からの再委託等に関する申請及び通知の有無を確認すると共に、必要に応じて打ち合わせ等を行い、業務の履行状況について把握する。なお、打合せを実施した場合は、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記載し、相互に確認する。	契 第7条 契 第15条 共仕
2 (2) 業務計画書の把握	受注者から提出された業務計画書により、業務計画の概要を把握する。	共仕
2-(3) 貸与品等の確認、引渡し	契約図書等に定められた貸与品等については、その品名、数量等を確認し、引渡しを行う。返還があった場合も同様とする。	契 第16条 共仕
2-(4) 契約図書に基づく指示、請求、通知、承諾、質問、回答、協議等	業務を適性かつ円滑に実施するため、契約図書に示された指示、請求、通知、承諾、質問、回答、協議等を書面により適切に行うものとする。	契 第2条 契 第9条 共仕
2-(5) 関係機関等との協議・調整等	業務に関して、関係機関等との協議・調整等における必要な措置を行う。	契 第12条 契 第13条 共仕
2-(6) 業務内容の修補請求	業務の内容が契約図書又は発注者の指示若しくは発注者及び受注者の協議の内容に適合しない事実を発見した場合で、必要であると認められるときは、修補の請求を行う。	契 第17条 共仕
2-(7) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	契約書第18条の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により業務内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当者等の承認を受ける。	契 第18条 共仕
	前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。	契 第18条 共仕

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
2-(8) 設計図書等の変更	契約書第18条、第19条、第21条及び第30条の規定に基づき、必要があると認められるときは受注者と協議のうえ、設計図書等を変更する。	契 第19条 共仕
2-(9) 履行期間の変更	契約書第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条及び第24条の規定に基づく履行期間の変更を行う。	契 第24条 共仕
2-(10)業務委託料の変更	契約書第18条、第19条、第20条及び第21条の規定に基づく業務委託料の変更を行う。	契 第25条
2-(11)契約担当者等への報告		
・ 管理技術者等に関する措置請求	管理技術者、照査技術者、担当技術者、使用人等がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、契約担当者等に対して措置請求を行う。	契 第14条
・ 業務の中止の検討及び報告	業務の全部又は一部を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。	契 第20条 共仕
・ 一般的な成果物の損害の調査及び報告	成果物の引渡し前に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害について、その原因、損害の状況等を調査し、契約担当者等へ報告する。	契 第27条 共仕 共仕
・ 第三者に及ぼした被害の調査及び報告	業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、契約担当者等へ報告する。	契 第28条 共仕
・ 不可抗力による損害の調査及び報告	天災等の不可抗力により、調査目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当者等へ報告する。 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。	契 第29条  契 第29条
・ 引渡し前における成果物の使用を行う場合の確認及び報告	引渡し前において、成果物の全部又は一部を使用する場合の成果物の状況を確認し、契約担当者等へ報告する。	契 第33条 共仕
・ 契約解除に関する必要事項の作成及び措置請求又は報告	契約書第42条第1項及び第43条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者等に対して措置請求を行う。 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者等へ報告する。 契約が解除された場合において、既履行部分の調査及び既履行部分に相当する業務委託料の事前協議を行い、契約担当者へ報告する。	契 第42条 契 第43条  契 第44条  契 第45条
2-(12)臨機の措置	災害防止等のため特に必要があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。	契 第26条 共仕
3. その他		
3-(1) 業務成果の確認	受注者より提出された業務成果について確認する。	
3-(2) 業務成績の評定	総括調査員及び一般調査員は、業務完了のとき沖縄県農林水産部委託業務等成績評定要領に基づき業務成績の評定を行う。	
3-(3) 検査日の通知	完了検査等に先立ち、契約担当者等の指定する検査日を受注者に対して通知する。	契 第31条 共仕
3 (4) 完了検査等の立会	原則として、総括調査員、一般調査員は業務の完了検査等立会を行う。	共仕

附 則

この基準は、平成23年10月1日より適用する。